

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年4月26日（平成28年（行情）諮問第328号）

答申日：平成28年12月14日（平成28年度（行情）答申第580号）

事件名：特定文書にバツ印を加えた根拠となる法令等の不開示決定（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求受付番号平成27年8月12日付け本本B643対象文書において特定文書にバツ印を加えた根拠となる法令及び訓令並びに通達・規則等の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、「海上自衛隊行政文書管理規則」（平成23年4月1日 海上自衛隊達第10号（以下「文書管理規則」という。））及び「取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）」（防防調第4608号。19.4.27。（以下「文書等取扱通達」という。））につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月30日付け防官文第18800号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

本件請求の基となった事実（特定文書にバツ印を加えた行為）を鑑みると、何らかの根拠に基づいて行われたと思料するのが合理的であるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「請求受付番号：平成27年8月12日付け本本B643対象文書において特定文書にバツ印を加えた根拠となる法令及び訓令並びに通達・規則等の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求を受け、請求内容に合致する行政文書を探索したが、保有を確認できなかったことから、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

なお、本件開示請求中の「請求受付番号：平成27年8月12日付け本本B643対象文書」とは、平成27年8月11日付けで異議申立人からなされた「『平和安全保障法制案について』（平成27年8月11日付『特定刊行物』第2面。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。）」との請求（以下「別件開示請求」という。）に対し、同年10月6日付け防官文第15950号により開示決定を行った特定文書を指しており、本件開示請求は、特定文書の一部に「バツ印を加えた根拠となる法令及び訓令並びに通達・規則等の全て」の開示を求めるものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「本件請求の基となった事実（特定文書にバツ印を加えた行為）を鑑みると、何らかの規則に基づいて行われたと思料するのが合理的である」として、原処分を取消しを求めるが、取扱い上の注意を要する文書等（以下「注意文書」という。）が、その要件を満たさなくなった場合、慣例的に取扱い上の変更により原本等管理情報等にも同様にバツ印を追記しているものであり、当該行為について根拠となる規則等は定めていないことから原処分を行ったものである。

以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年4月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月7日 | 審議 |
| ④ 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定文書にバツ印を加えた根拠となる法令及び訓令並びに通達・規則等である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、別件開示請求に係る特定文書にバツ印を加えた根拠となる法令及び訓令並びに通達・規則等を求めるものであり、本件行政文書開示請求書には別紙として特定文書の表紙及び本文のうち1枚が添付されている。

特定文書の表紙には、文書管理情報（原本等管理情報）の表が記載されており、同部分の全体にバツ印がされ、本文では右上に記載されている「取扱嚴重注意」の部分にバツ印がされているものである。

イ 特定文書は、海上幕僚監部防衛課幹部学校作戦法規研究室において作成したものである。特定文書には、作成時点で文書管理規則45条2項に基づき文書管理情報の表を記載した。さらに、当該文書は、関連する事務に關与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれがあったことから、文書等取扱通達に基づき、注意文書として「取扱嚴重注意」との表記をした。

その後、別件開示請求に対する開示の実施を行うに当たって、文書管理情報の表及び「取扱嚴重注意」の部分にバツ印を追記したものである。これらの部分にバツ印を追記したのは、開示実施文書については、文書管理規則45条2項にいう文書管理情報の記載を要しない海上自衛隊以外を宛先とする行政文書であり、さらに、注意文書としての要件を満たさなくなるためである。当該行為については慣例的に行っているものであり、根拠となる規則等の定めはない。

(2) 諮問庁から文書管理規則及び文書等取扱通達の提示を受けて確認したところ、バツ印を追記する旨の記載がないことについては、諮問庁の上記(1)イの説明のとおりである。

しかしながら、バツ印を追記する行為は、文書管理規則及び文書等取扱通達の規定により、開示実施文書は文書管理情報の記載を要せず、さらに注意文書の要件を満たさなくなることから行われたものであり、文書管理規則及び文書等取扱通達は本件対象文書と認められる。

したがって、防衛省において、本件対象文書として文書管理規則及び文書等取扱通達を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書に該当する文書として文書管理規則及び文書等取扱通達を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久